

公立大学法人長野大学役員・教職員行動規範

公立大学法人長野大学は、上田市を設立団体とする公立大学法人であることから、法人が設置する長野大学の運営にあたっては、高い公益性を保持しつつ、社会的説明責任を果たす必要があります。そのため、役員及び教職員それぞれが高潔な価値観、倫理観を保持し、誠実かつ公正に教育・研究、地域貢献等の事業活動を展開していくことが必要です。

ここに、長野大学ビジョンのもと「公立大学法人長野大学役員・教職員行動規範」を定め、私たちは不断の実践に努めるものといたします。

1 人権の尊重

私たちは、一人ひとりの人格及び人権を尊重し、侵害行為に対しては厳正に対処し、健全で活気のある環境の整備に努めます。

2 法令の遵守

私たちは、関係法令及び学内諸規則等を遵守し、健全かつ適正な業務執行に徹し、社会からの信頼確保に努めます。

3 社会的使命を自覚した教育・研究、地域貢献

私たちは、大学が果たすべき社会的使命を自覚し、教育・研究、地域貢献活動を通して社会の発展と安定に貢献します。

4 積極的な情報公開と知的財産権の尊重

私たちは、正確な情報を積極的に公開するとともに、個人情報保護、業務上知り得た秘密の保持及び知的財産権の尊重に細心の注意を払います。

5 環境への配慮

私たちは、環境に配慮する豊かな心をはぐくみ、常に環境の保全や資源の保護を心がけた活動を推進します。

6 安全衛生の確保と不測の事態への対処

私たちは、安全衛生に対する意識を高め、その確立に向け不断の努力を重ね、不測の事態に対しては、迅速、的確に対処します。

7 大学資産等の適正な管理

私たちは、大学資産及び外部資金を適正かつ効率的に管理し、正当な業務目的にのみ使用します。

附 則

- 1 この規範は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。
- 2 この規範の改廃は、公立大学法人長野大学理事会の議を経て、理事長が行います。